

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金

原油・原材料価格の高騰や必要な物資の供給制限等を起因とした飼料価格の高騰により影響を受けている市内の畜産農家を対象に、給付金を支給します。

支給対象者

市内に住所を有する畜産農家であって、次の要件を満たす方

- ①神奈川県が実施する「畜産業物価高騰対応費補助事業」の交付決定を受けていること
- ②申請日までに到来した納期限の市税を完納していること

給付金額

神奈川県の「畜産業物価高騰対応費補助事業」を申請した際の飼養頭羽数に、次の給付金額単価を乗じた金額となります。

○給付金額単価（1頭羽あたり）

- ・配合飼料価格高騰支援事業

乳用牛：4,250円、肉用牛：3,550円、養豚：1,000円、養鶏：46円

- ・輸入乾牧草価格高騰支援事業

乳用牛：8,950円、肉用牛：1,900円

申請方法

令和5年10月2日から令和5年12月28日までの間に、「申請書」、「同意書兼誓約書」、「請求書」を記入し、振込先が確認できる本人（法人）名義の通帳の写しと一緒に農業振興課に郵送又は持参にて御提出ください。

※令和4年度に実施した「綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金」の申請時に通帳の写しを提出していて、振込先の変更がない場合には不要です

提出先

〒252-1192 綾瀬市早川550番地 農業振興課

問い合わせ先

◇農業振興課（市役所事務棟 5階）

電話：0467-70-5622

メール：wm.705622@city.ayase.kanagawa.jp

ホームページ：しごと・産業・まちづくり > 産業振興 > 農業 > 畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金 の順にお進みください。

備考

- ・この臨時給付金は課税の対象になります。詳しくは、税務署までお問い合わせください。
(046-262-9411)